

令和8年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業費補助金事務処理委託業務に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	本業務において想定される受付申請数および問合せ件数について、ご教示いただけますでしょうか。	本業務において想定される受付申請数は500件程度、問合せ件数は1,500件程度を見込んでいます。
2	想定されている対象施設数、申請施設数をご教示ください。	想定されている対象施設数は10,000件程度、申請施設数500件程度を想定しています。
3	委託内容(1)イ(イ)電話番号はフリーダイヤルではなく、050番号で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	委託内容(2)各種通知書の送付に係る封筒はご支給いただけますでしょうか。	封筒は支給することも可能ですが、封筒の作成の有無を含め、企画提案の審査の対象とします。
5	申請件数について・本業務において想定されている補助金申請件数(申請受付件数・審査件数)をご教示ください。 また、過去に実施された類似事業の申請受付件数、交付決定件数等の実績を参考としてご教示ください。	申請受付件数及び審査件数は500件程度を想定しています。昨年度は同じ事業で248件の申請があり、231件交付しています。
6	過去に実施された類似事業における申請書類の不備率および主な不備内容についてご教示ください。	不備の内容としては記載誤り及び必要書類の不足などが主なもので、日付が未記入などの軽微な不備を含めると多くの申請において、何らかの不備が見受けられます。
7	P3「(ア)交付申請」について、県から受領した「交付決定通知書」を事業者へ送付する際の送付方法について、指定の方法がございましたらご教示ください。	国の補助金申請システムの「Jグランツ」から通知を送るか、紙で公印を押した交付決定通知を送付するかのいずれかになります。どちらにするかは今後本県が判断します。
8	P3「(ウ)共通事項」について、業務従事者ごとに審査基準等が異なることがないよう「補助金審査マニュアル」を作成とございますが、審査基準の解釈が分かれる可能性のある具体的な事例がございましたらご教示ください。(審査基準については県からご教示いただける認識です。別途、参照先等がございましたらご教示ください。)	審査基準は本県が作成します。審査基準の判断が分かれる可能性のある具体的な事例としては、「TAISコード」のない介護テクノロジーの物品等があります。
9	P4「(3)県への報告」(エ)メールの送受信記録について、報告対象となるメールの範囲および報告様式の想定をご教示ください。	メールの送受信記録の報告対象は、申請者とやり取りしたメールのすべてです。申請者とのやり取りの際にBCCに本県高齢福祉課の所属メールアドレスを入れていただき、本県も事業者とのやり取りを把握できるようにしていただくことで報告していただくことを想定しています。
10	P4「(3)県への報告」(オ)その他県が必要とする事項について、想定されている報告内容がございましたらご教示ください。	現時点で想定しているものはありません。(オ)については(3)県への報告(ア)から(エ)以外の事項で、本県が報告を求めるものがあつた場合に備え、設けている項目になります。
11	広報周知業務は仕様書に記載はないが、必要ありませんか。	周知業務は必須ではありません。
12	4(2)受付・審査業務についてイ.審査・内容確認(ア)交付申請に「交付決定通知書」発送とありますが、それは県で作成された書面を郵送もしくはメールで申請者に提出するのですか。	お見込みのとおり、作成は本県で行います。申請者への提出方法については、国の補助金申請システムの「Jグランツ」から通知を送るか、紙で公印を押した交付決定通知を送付するかのいずれかになります。どちらにするかは今後本県が判断します。
13	「額の決定通知書」作成・発送とありますが、受託者が作成するのでしょうか。	額の決定通知書の電子データ作成は本県で行います。発送を受託者に行っていただきます。
14	「交付決定通知書」はどのような手段での発送ですか。	国の補助金申請システムの「Jグランツ」から通知を送るか、紙で公印を押した交付決定通知を送付するかのいずれかになります。どちらにするかは今後本県が判断します。
15	申請者の手続きはJグランツで実施するとのことですが、本事業におけるJグランツの運用マニュアルはありますか(コールセンターにおいてGビズIDの作成方法や、申請操作を説明するためのツールはもらえますか)。	コールセンターにおいてGビズIDの作成方法や、申請操作を説明するためのマニュアルは既存のものがありますので、お渡しできます。
16	受託者側で本事業におけるJグランツの運用(修正・登録作業など)の説明マニュアルはもらえますか	Jグランツの操作マニュアルは既存のものがあるため、お渡しできます。

17	「提出期限の1カ月前を目途に、「交付決定通知書」を送付した事業者に対して「実績報告書」一式を提出期限までに提出するように案内する」とありますが、その案内の手段は、電話によるものですか、または文書通知、メール通知によるものですか。	メールでの案内をしていただくことを想定しています。
18	交付申請、実績報告、領収証、データなどの「重要データ送受信システム」による受け渡しは定期的に行うのでしょうか	定期的に送付していただきます。
19	想定される申請事業所数と採択率をご教示ください。	申請件数は500件程度を見込んでいます。採択率は100%近くになることを想定しています。
20	「交付申請書」受付は令和8年7月下旬、「実績報告書」受付は令和8年11月下旬との記載がありますが、想定されているおおよその受付期間、または受付日数をお示しいただけますでしょうか。	受付期間はそれぞれ1か月程度を想定しています。
21	本業務に関しては、毎年実施されておられる事業となりますでしょうか。今後、本事業については継続するご計画でございますでしょうか。	本委託業務は今回初めて実施するものです。今後については未定です。
22	本業務における事業予算についてご教示いただけますと幸いです。	委託金額限度額の18,392,000円です。
23	本業務において、最低制限価格の設定（例：予定価格の〇%未満で失格等）はございますでしょうか。設定がある場合、その基準をご教示ください。	設定はされていません。
24	過去に本業務を委託された実績がある場合、 ・委託先 ・契約金額（税抜/税込） ・業務内容の差異（数量、期間、作業内容等） について可能な範囲でご教示ください。	今年度初めて委託するため、過去の実績はありません。
25	また、本事業の仕様の変更についてもご教示頂けますと幸いです。	本事業の遂行途中でやむを得ない事情が発生した場合、県と受託者双方が協議の上、解決を図ります。
26	本事業または類似事業を実施された際に、運営上の課題やトラブルがあれば、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	特に今までトラブルになったことはありません。
27	本事業については総価契約となりますでしょうか。また、長期契約において、途中物価高騰などによる費用の見直しをご相談させて頂くことは科ののでしょうか。	本事業は総価契約です。また、契約書案のとおり、契約締結後の価格改定はありません。
28	本事業は年度ごとの支払いとなりますでしょうか。月に1度の支払いサイクルとさせて頂くことは可能でしょうか。	契約書案のとおり、業務完了報告書を提出していただいて、本県の検査を合格してから委託金のお支払になります。
29	月ごとの配置人数および繁忙月について過去の実績も踏まえて、ご教示頂けますと幸いです。	人員配置については、企画提案書にて応募される方が設定する事項になります。繁忙期は交付申請受付から交付決定通知書発送まで、及び実績報告書受付から、請求書を事業者から徴収し、県へ提出するまでを想定しています。
30	本事業における責任者および従事者については、業務に支障のない範囲で、他の業務との兼務体制でも問題無いですでしょうか。	問題ありません。
31	使用する電話環境はクラウドでも問題無いですでしょうか。	きちんと問合せに回答できる体制が確保されていれば、クラウドでも構いません。しかし、どのような体制になるか現時点では不明なため、契約締結後どのような受付体制になるか県が確認して承諾を得てからとします。
32	申請方法について、窓口、郵送、オンラインそれぞれどの程度の割合となりますでしょうか。また、オンラインシステムについては貴市にて準備頂いている認識で相違ないでしょうか。	申請方法は原則的にオンライン申請のみです。オンラインシステムは国の補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、申請フォームは本県で用意します。

33	審査および、電話応対に関して平均的な作業時間をご教示頂 けますと幸いです。	審査や電話応対については問合せ内容や補正が必要な程度にもより ますので、一概にはお示しできません。
34	審査および、電話応対、メール対応に関して月ごとの想定件数を ご教示頂けますと幸いです。	審査件数は500件程度、電話及びメール対応の想定件数は委託期間 中1,500件程度を想定しています。
35	申請対象となる事業者数および、実際に補助を行う事業者につい て申請における補助率をご教示頂けますと幸いです。	申請対象となる事業者数は10,000件程度、補助率は4/5になり ます。
36	本業務に必要となる郵送数量はどの程度を見込んでおられますで しょうか。また、方法については普通郵便で問題無いでしょ うか。費用は受託者負担となりますでしょうか。	郵送は最大で交付決定通知書送付時と額の確定通知書送付時の500 件程度が2回合計1,000件程度を想定しています。郵送方法は普通郵 便で構いません。費用は受託者の負担となります。
37	マニュアルやFAQなどは受託後にご提供頂ける認識で相違ないで しょうか。また、前回運営の企業様または職員の方から研修を頂 くことは可能でしょうか。	マニュアルやFAQなどは本県から提供いたします。前回運営の企業 または職員の方から研修は行いません。